2　法第三十四条の三十四の四第二項第三号に規定する内閣府令で定めるものは、同条第一項の申請書の提出の日現在における第三十九条各号（第一号ホ(3)及び第六号を除く。）に掲げる事項（無限責任監査法人にあっては、同条第五号ロからホまでに掲げる事項を除く。）を記載した書類とする。

3　法第三十四条の三十四の四第二項第四号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一　申請者が公認会計士である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　経歴書

ロ　上場会社等の財務書類について共同して監査証明業務を行う他の公認会計士及び当該監査証明業務を行うときに補助者として使用する他の公認会計士の経歴書

二　申請者が監査法人である場合にあっては、次に掲げる書類

イ　社員である公認会計士及び特定社員の氏名及び登録番号を記載した書類

ロ　社員である公認会計士の経歴書

三　監査証明業務に係る契約の締結を予定している上場会社等の名称を記載した書類

四　法第三十四条の三十四の六第一項第五号に該当するかどうかを審査するために協会が必要と認める書類

（監査法人の社員のうち公認会計士である社員の占める割合）

第八十六条　法第三十四条の三十四の六第一項第三号トに規定する内閣府令で定める割合は、百分の七十五とする。

（監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制）

第八十七条　法第三十四条の三十四の六第一項第五号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる体制とする。

一　上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するに足りる人的体制（次に掲げる事項を含むものに限る。）

イ　上場会社等の財務書類に係る監査証明業務に関する十分な知識及び経験を有する公認会計士を確保していること（申請者（監査法人にあっては、社員の過半数）が公認会計士の登録を受けた後三年以上の当該監査証明業務の経験を有する者であることを含む。）。

ロ　申請者（監査法人にあっては、社員の過半数）が、次に掲げる要件の全てに該当すること。

(1)　協会の調査に協力することを拒否したことがある者でないこと、又は当該調査に協力することを拒否したことがある監査法人の社員（当該監査法人の代表者及び第九十三条第四号に規定する社員に限る。）であった者でないこと。

(2)　協会の調査において協会の会則その他の規則の定めるところにより監査証明業務の運営の状況に重大な不備があるとして協会の認定を受け、当該認定の日から三年を経過しない者でないこと、又は当該認定を受けた監査法人の社員（当該認定の原因となった監査証明業務に係る令第十四条の二各号に掲げる者に限る。）であった者で当該認定の日から三年を経過しないものでないこと。

二　上場会社等の財務書類に係る監査証明業務を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質の管理を行うための体制（次に掲げる事項のいずれかを含むものに限る。）

イ　業務の品質の管理に係る専任の部門の設置

ロ　業務の品質の管理に主として従事する公認会計士（監査法人にあっては、社員である者に限る。）の選任